

自動車所有権解除依頼書

年 月 日

西日本三菱自動車販売株式会社 御中

下記自動車の所有権解除を請求します。

登録番号	
車名	
車体番号	

使用者 住所
(使用者名義人)

氏名

※自署して下さい。

実印

委任状

上記自動車の所有権解除に関する一切の権限を次の者を代理人と定め委任する。

代理人 住所

氏名

使用者 住所
(使用者名義人)

氏名

※自署して下さい。

実印

< お願い >

1. 使用者は「印鑑証明書」を添付してください。
2. 「自動車検査証コピー」を添付してください。
3. 住所など変更がある場合は、住民票・戸籍附票などが必要です。

受領証

上記自動車に関する所有権譲渡証明書並びに委任状を受領しました。

年 月 日

代理人 住所

氏名

TEL

(担当者名)

印

1. 自動車検査証のコピー
2. 自動車所有権解除依頼書

・自動車所有権解除依頼書 記入及び押印箇所

使用者ご本人の場合	代理人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号、車名、車台番号記入 ・使用者の住所、氏名記入と押印 ・受領証欄の記入と押印 ※委任状欄の記入は不要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号、車名、車台番号記入 ・使用者の住所、氏名記入と押印 ・受領証欄の記入と押印 ・委任状欄の記入 <p>※代理申請で、委任状欄が未記入の場合は 個人情報保護法に基づき対応いたしません。 あらかじめご了承ください。</p>

3. 本人確認書類

自動車検査証の使用者が個人名義	自動車検査証の使用者が法人名義
<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ※発行日から3ヶ月以内 ・免許証のコピー等 	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明書 ※発行日から3ヶ月以内 ・使用者の住所、氏名記入と押印

※上記の1～3の書類は、所有権解除時に必要な最低限の書類です。

4. 上記1～3の書類と一緒にその他の書類が必要になるケース。

- ① 自動車検査証の使用者が「**個人名義で、住所を変更**」している場合。
 - ・自動車検査証の住所が現住所の1つ前の場合(住所変更が1回)：**住民票**
 - ・自動車検査証の住所から複数回転居してる場合(住所変更が2回以上)：**戸籍の附票**

※上記は自動車検査証の住所から現住所までの繋がりが分かる書類が必要になります。
- ② 自動車検査証の使用者が「**個人名義で氏名を変更**」している場合。
 - ・戸籍謄本、抄本等
 - ・免許証の裏書
- ③ 自動車検査証の使用者が「**法人で住所変更や商号変更**」している場合。
 - ・登記簿謄本、抄本等
- ④ 自動車検査証に記載の「**使用者が亡くなっている**」場合。
 - ・除籍謄本 ※亡くなっている事の確認に必要となります。
 - ・戸籍謄本 ※使用者と代表相続人の関係を証明する為に必要となります。
 - ・遺産分割協議書
 - ・代表相続人が記入の所有権解除依頼書
 - ・代表相続人の本人確認書類

※代表相続人とは、1番は配偶者の方。配偶者の方がいらっしゃらない場合は実子になります。
- ⑤ **会社を合併した場合**
 - ・存続登記簿謄本
 - ・存続会社の委任状
 - ・存族会社の印鑑証明
- ⑥ **会社を閉鎖した場合**
 - ・閉鎖謄本
 - ・清算人の印鑑証明

※ 上記以外のケースは、窓口もしくは営業スタッフにお問い合わせください。

※ 移転手続きでは、上記書類以外に「**委任状(申請依頼書)**」「**税申告書**」等が必要となります。詳しくは、窓口もしくは営業スタッフにお問い合わせください。